

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案要綱

第一 新たな特定事業の追加

一 先端的区域データ活用事業活動の実施の促進を図るべき区域において、先端的区域データ活用事業活動の実施を促進するために必要なものとして政令で定める基準に従い、先端的区域データ活用事業活動を実施する主体の情報システムと区域データ（当該区域に関するデータ（電磁的記録に記録された情報（国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。）をいう。以下同じ。）であつて、先端的区域データ活用事業活動の実施に活用されるものをいう。以下同じ。）を保有する主体の情報システムとの相互の連携を確保するための基盤を整備するとともに、区域データを、収集及び整理をし、先端的区域データ活用事業活動を実施する主体に提供する事業（以下「国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業」という。）を新たに特定事業に追加するものとする。

二 その他所要の改正を行うものとする。

（第二条関係）

第二 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に係る欠格事由等に関する規定の整備

一 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（国家戦略特別区域において外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき一定期間以上使用させるとともに外国人旅客の滞在必要な役務を提供する事業として政令で定める要件に該当する事業をいう。）の認定（以下「特定認定」という。）を受けることができない者を定めるものとする。

二 都道府県知事は、特定認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）に対し、特定認定を受けた者が行う当該特定認定を受けた事業（以下「認定事業」という。）の実施状況について、その職員に、認定事業の用に供する施設その他の施設に立ち入り、認定事業の実施状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができるものとする。

三 都道府県知事は、認定事業者に対し、政令で定める要件に該当させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

四 都道府県知事は、一年以内の期間を定めて認定事業者に対しその業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

五 罰則について所要の規定を設けるものとする。

六 その他所要の改正を行うものとする。

(第十三条関係)

第三 革新的な産業技術の有効性の実証に係る道路運送車両法等の特例に関する措置の追加

一 技術実証区域計画

1 国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域革新的技術実証事業（国家戦略特別区域内において、自動車の自動運転、無人航空機の遠隔操作又は自動操縦その他の技術革新の進展に即応した高度な産業技術の有効性の実証のうち産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要なものとして内閣府令で定めるものであって、(1)から(5)までのいずれかに掲げる行為を含むもの(5)に掲げる行為を含むものにあつては、(1)から(4)までのいずれかに掲げる行為をも含むものに限る。以下「技術実証」という。)を行う事業をいう。)を定めた区域計画（以下「技術実証区域計画」という。）について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、認定技術実証区域計画（当該認定を受けた技術実証区域計画をいう。以下同じ。）に実証事業者（技術実証の実施主体である事業者をいう。以下同じ。）として定められた者に対し、当該認定技術実証区域計画（国家戦略特別区域革新的技術実証事業に係る部分に限る。）の内容等を記

載した書面を交付するものとする。

- (1) 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第四十一条第一項の規定による技術基準の一部に適合しない自動車（以下「特殊仕様自動車」という。）を運行の用に供する行為
- (2) 道路において遠隔操作を行いながら自動運転の技術を用いて自動車を走行させる行為のうち、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第七十七条第一項第四号に規定する行為に該当するもの（以下「遠隔自動走行」という。）
- (3) 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三百三十二条各号のいずれかに掲げる空域において無人航空機を飛行させる行為
- (4) 航空法第三百三十二条の二第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させる行為
- (5) 実験等無線局（電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第四条の二第二項に規定する実験等無線局をいい、自動車自動運転関係電波技術、無人航空機遠隔操作自動操縦関係電波技術、特殊仕様自動車等応用関係電波技術又は無人航空機応用関係電波技術の有効性の実証を行うためのものに限

る。)を開設し、これを運用する行為

2 国家戦略特別区域会議は、技術実証区域計画を定めようとする場合は、当該技術実証区域計画について、あらかじめ、技術実証に使用する特殊仕様自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長（以下「管轄地方運輸局長」という。）、技術実証を行う場所を管轄する警察署長、国土交通大臣又は総務大臣に協議し、その同意を得なければならないものとする。

3 管轄地方運輸局長は、2の同意をするときは、道路運送車両法第四十一条第一項の規定による技術基準のうち当該特殊仕様自動車にあつては適合することを要しないこととするものを指定することとする。

4 国家戦略特別区域会議は、認定技術実証区域計画に係る国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の規定による評価に資するため、当該認定技術実証区域計画に係る技術実証に関し優れた識見を有する者により構成される技術実証評価委員会を置くものとする。

（第二十五条の二関係）

二 認定技術実証区域計画に従って行われる技術実証（一の1の(1)に掲げる行為を含むものに限る。）に

使用される特殊仕様自動車については、道路運送車両法第四十一条第一項の規定による技術基準のうち一の3の規定により指定されているものを適用しないこととする。 (第二十五条の三関係)

三 認定技術実証区域計画に実証事業者として定められた者が当該認定技術実証区域計画に従って行う遠隔自動走行については、道路交通法第七十七条第一項の規定による許可を受けたものとみなすとともに、その他所要の規定の整備を行うものとする。 (第二十五条の四関係)

四 認定技術実証区域計画に実証事業者として定められた者が当該認定技術実証区域計画に従って行う一の(3)又は(4)に掲げる行為について、それぞれ航空法第三百三十二条ただし書の規定による許可又は同法第三百三十二条の二ただし書の承認があつたものとみなすものとする。 (第二十五条の五関係)

五 一の1の(5)に掲げる行為に係る技術実証区域計画の認定があつたときは、総務大臣は、速やかに、当該認定に係る認定技術実証区域計画に実証事業者として定められた者に対し、実験等無線局の電波法第十二条又は第二十七条の五第一項の免許を与えなければならぬものとともに、その他所要の規定の整備を行うものとする。 (第二十五条の六関係)

六 その他所要の改正を行うものとする。

第四 課税の特例措置の要件の見直し

課税の特例が適用される特定事業の範囲について、指定金融機関からの資金の貸付けを受けて行われるものに、利子補給契約に係る貸付けを受けて行われることその他内閣府令で定める要件に該当するものを追加するものとする。

(第二十七条の二関係)

第五 国の機関等に対するデータの提供の求め

一 認定区域計画に定められている国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の実施主体であって、内閣府令・総務省令・経済産業省令で定めるデータの安全管理に係る基準に適合することについて内閣総理大臣の確認を受けたもの（以下「実施主体」という。）は、先端的区域データ活用事業活動の実施に活用するため、国の機関又は公共機関等の保有するデータであって区域データとしての活用が見込まれるものを必要とするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し、当該データの提供を求めることができるものとする。

二 一の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係るデータを自ら保有する場合において、当該求めについて次に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、遅滞なく、当該データを当該

求めをした実施主体に提供するものとする。

1 当該データの収集が、一の国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業及び先端的区域データ活用事業活動の効果的かつ効率的な実施に不可欠なものであること。

2 当該データの提供が、他の法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること。

3 当該データを提供することにより、公益を害し、又はその所掌事務若しくは事業の遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 一の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係るデータをその所管する公共機関等、他の関係行政機関の長又は他の関係行政機関の長の所管する公共機関等が保有する場合において、当該求めについて二の1に掲げる事由に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該データを保有するその所管の公共機関等又は他の関係行政機関の長（その所管する公共機関等が当該データを保有する場合の当該他の関係行政機関の長を含む。四において同じ。）に対し、当該データの提供を要請するとともに、その旨を当該求めをした実施主体に通知するものとする。

四 三の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該要請に係る求めに係るデータを自ら保有する

場合において、当該求めについて二の1から3までに掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、遅滞なく、当該求めに係るデータを当該求めをした実施主体に提供するとともに、内閣総理大臣にその旨を通知するものとする。

五 三の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該要請に係る求めに係るデータをその所管する公共機関等が保有する場合において、当該求めについて二の1に掲げる事由に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該データを保有するその所管の公共機関等に対し、当該データの提供を要請するとともに、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

六 三又は五の規定による要請を受けた公共機関等は、当該要請に係る求めについて二の1から3までに掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、遅滞なく、当該求めに係るデータを当該求めをした実施主体に提供するとともに、当該公共機関等を所管する内閣総理大臣又は関係行政機関の長にその旨を通知するものとする。

七 その他所要の改正を行うものとする。

(第二十八条の二関係)

第六 地方公共団体に対するデータの提供の求め

一 実施主体は、先端的区域データ活用事業活動の実施に活用するため、国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の保有するデータであつて区域データとしての活用が見込まれるものを必要とするときは、内閣府令で定めるところにより、当該関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、当該データの提供を求めることが出来るものとする。

二 一の規定による求めを受けた関係地方公共団体の長その他の執行機関は、当該求めについて第五の二の1から3までに掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、遅滞なく、当該求めに係るデータを当該求めをした実施主体に提供するものとする。

三 その他所要の改正を行うものとする。
(第二十八条の三関係)

第七 新たな規制の特例措置の求め

一 国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業を含む区域計画を定めようとするもの又はその認定を受けたものに限る。以下同じ。）は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成を図るために、先端的区域データ活用事業活動を実施する主体が国家戦略特別区域において新たな規制の特例措置（法律により規定された規制についての法律の特

例に関する措置又は政令等により規定された規制についての国家戦略特別区域法第二十六条の規定による政令若しくは内閣府令・主務省令で定める政令等の特例に関する措置であつて、国家戦略特別区域法の改正又は政令若しくは内閣府令・主務省令の制定若しくは改正をする必要があるものをいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含む。以下同じ。）の適用を受けて先端的区域データ活用事業活動を実施し又はその実施を促進する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し、当該新たな規制の特例措置の整備を求めることができるものとする。

二 国家戦略特別区域会議は、一の規定による求めをしようとする場合には、国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に即して、内閣府令で定めるところにより、当該求めに係る区域計画又は認定区域計画の変更の案を作成し、内閣総理大臣に提出するものとする。この場合において、国家戦略特別区域会議は、当該案に国家戦略特別区域法第八条第二項第二号から第六号までに掲げる事項を定めるに当たつては、当該求めに係る先端的区域データ活用事業活動を実施する区域の住民その他の利害関係者の意向を踏まえなければならないものとする。

三 一の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めがその所管する法律又は政令等により規定された規制についての特例に関する措置を求めるものである場合において、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるときは、遅滞なく、その旨及び講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を当該求めをした国家戦略特別区域会議に通知するとともに、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

四 一の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めが他の関係行政機関の長の所管する法律又は政令等により規定された規制についての特例に関する措置を求めるものである場合には、当該関係行政機関の長に対し、新たな規制の特例措置について検討を行うよう要請するとともに、その旨を当該求めをした国家戦略特別区域会議に通知するものとする。

五 四の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるときは、遅滞なく、その旨及び講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を内閣総理大臣に通知するとともに、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

六 内閣総理大臣又は関係行政機関の長は、一の規定による求めに係る新たな規制の特例措置又は四の規定による要請に係る新たな規制の特例措置を講ずるか否かを判断するに当たっては、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴くものとする。

七 その他所要の改正を行うものとする。

(第二十八条の四関係)

第八 国家戦略特別区域諮問会議の所掌事務の追加

国家戦略特別区域諮問会議は、新たな規制の特例措置の求めに関し必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができるものとする。

(第三十条関係)

第九 情報システム相互の連携を確保するための基盤に係る規格の整備及び互換性の確保に関する援助

国は、先端的技術利用事業活動の実施の促進を図るため、国家戦略特別区域において、先端的技術利用事業活動を実施する主体の情報システムと先端的技術利用事業活動の実施に活用されるデータを保有する主体の情報システムとの相互の連携を確保するための基盤を整備する者に対し、当該基盤に係る規格の整備及び互換性の確保に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。

(第三十七条の八関係)

第十 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 政府は、先端的技術利用事業活動の実施の促進を図ることの重要性に鑑み、データ連携基盤の整備の状況及び先端的技術利用事業活動の実施状況を踏まえつつ、この法律の施行後三年以内を目途として、同一の種類先端的技術利用事業活動が異なる二以上のデータ連携基盤からデータの提供を受けて実施される場合において当該先端的技術利用事業活動の円滑かつ効果的な実施を促進するために必要な施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第二条関係)

三 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。

(附則第三条及び第四条関係)